

喜多見四・五丁目農の風景育成地区 構想図

※区民・事業者等の協力を得ながら取組を進めていく。

(地域への普及啓発)

- ・農地や歴史的な資産を回遊して景観を楽しみ歴史を理解できるパンフレット等を作成し区民等にPRする。
- ・地区に残る貴重な屋敷林の必要性を地域に理解してもらうため限定的な公開を含めた公開の可能性について検討する。

地域風景資産

- ①慶元寺三重の塔の見える風景
- ②畑の間の土の道
- ③須賀神社とムクノキ
- ④喜多見・歴史の道～慶元寺・氷川神社界わい
- ⑤喜多見五丁目竹山市民緑地の竹林と垣根

(屋敷林等の保全)

市民緑地、保存樹林地に指定する。
保存樹林地の支援を拡充する。

(農を生かしたまちづくり)

(仮)喜多見農業公園は、畑を中心に現代の農風景の保全と農作業体験をコンセプトとし、次大夫堀公園と機能分担し連携を図る。

(農地の保全)

- ・宅地化農地を生産緑地に追加指定する。
- ・地区内の農地等を都市計画公園に指定(営農継続できなくなった時、区が取得して農業公園とする。)



地区を回遊
(イメージ)



区民農園
(イメージ)



農地と住宅



屋敷林と農地



農業公園 (イメージ)

(地域環境への配慮)

垣又はさくを設ける場合は生垣やフェンス等に沿い緑化したものとするよう促進する。

(農地景観の向上)

農地の道路に面する部分は、垣、柵、塀等を設置しないものとする。
設置する場合は生垣等、景観に配慮したものとするよう促進する。

(地域交流の場としての農地の活用)

既存の直売所と周辺にインフォメーションコーナー等を設ける。
宅地化農地を区民農園等として活用する。

(営農環境の向上)

イベントや情報媒体を活用し、区民に農業・農地の役割やその魅力を発信し普及啓発する。

(地域交流の場として農地の活用)

農業公園整備後は、区民参加型農園及び主な教育施設との連携を図りながら、子どもの食育や環境教育、若年層、高齢者・障害者等の自立支援等を目的とした教育・福祉農園として活用する。



凡例

- 地区界
- 公園・緑地・緑道・樹林地
- 生産緑地
- 農地
- 都市計画公園・緑地区域
- 古墳
- 屋敷林
- 直売所
- 散策ルート

S=1:4,000

100m



喜多見二丁目

喜多見一丁目